



宮 崎 県 公 報

平成26年10月16日（木曜日） 第 2634 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課） 2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の名称の変更……………（ “ ” ） 2	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課） 2	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ “ ” ） 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定……………（ “ ” ） 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（ “ ” ） 3	
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ” ） 4	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出（6件）……………（農村整備課） 4	

告 示

宮崎県告示第 556号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
伊達クリニック	都城市牟田町28街区 7 号	平成26年 9 月16日
いわよし耳鼻咽喉科クリニック	都城市千町5273- 1	平成26年 9 月 9 日
高鍋春光会医院	児湯郡高鍋町大字高鍋町 830 番地	平成26年 9 月 1 日

宮崎県告示第 557号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ひまわり薬局都城上町店	都城市上町 9 街区 8 号

サン調剤薬局小林市立病院前店	小林市細野2256- 2
ひまわり薬局はまご店	延岡市浜砂 1 丁目 5 番 3 号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ひむか薬局都城上町店	ひまわり薬局都城上町店	平成26年 9 月 1 日
ひむか調剤薬局小林市立病院前店	サン調剤薬局小林市立病院前店	平成26年 9 月 1 日
ひむか薬局はまご店	ひまわり薬局はまご店	平成26年 9 月 1 日

宮崎県告示第 558号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
福田クリニック	都城市簗原町3224番地 2	平成26年 9 月30日
ひむか24時間薬局	都城市南鷹尾町24街区 4 号	平成26年 9 月20日
高鍋春光会病院	児湯郡高鍋町大字高鍋町 830 番地	平成26年 8 月31日
池田歯科医院	延岡市出北 4 丁目2437 番地	平成26年 8 月 1 日

三州訪問看護ステーションもも	都城市花繰町 3 街区14 号	平成26年 3 月20日
----------------	-----------------	--------------

宮崎県告示第 559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
セラピス調剤薬局	宮崎市	薬局	平成26年10月 1 日
あやめ薬局	高鍋町	薬局	平成26年10月 1 日
スカイ薬局	宮崎市	薬局	平成26年10月 1 日
フローラ薬局	延岡市	薬局	平成26年10月 1 日

宮崎県告示第 560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
サン調剤薬局 小林市立病院前店	小林市	ひむか調剤薬局 小林市立病院前店	サン調剤薬局 小林市立病院前店	平成26年9月 1 日
ひまわり薬局 曾根町店	日向市	ひむか薬局 日向店	ひまわり薬局 曾根町店	平成26年9月 1 日
ひまわり薬局 都城上町店	都城市	ひむか薬局 都城上町店	ひまわり薬局 都城上町店	平成26年9月 1 日
ひまわり薬局 はまご店	都城市	ひむか薬局 はまご店	ひまわり薬局 はまご店	平成26年9月 1 日
ひまわり薬局 高鍋上江店	高鍋町	ひむか薬局 高鍋上江店	ひまわり薬局 高鍋上江店	平成26年9月 1 日

宮崎県告示第 561号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成26年10月21日から平成27年 3 月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3 に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置を 1 (2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに 3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が 3 に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 562号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年10月21日から平成27年 3 月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 563号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字旭ヶ丘 26581-1

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字旭ヶ丘 26581-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 564号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字旭ヶ丘 26581-1

2 保安林として指定された目的 土流の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	中 桜 ヶ 沢	10- 203- 1 - 127	土 石 流
	上 桜 ヶ 沢	10- 203- 1 - 128	土 石 流

一 の 沢	10- 203- 1 - 129	土 石 流
蛇 谷 川	10- 203- 1 - 130	土 石 流
下蛇谷沢川	10- 203- 1 - 131	土 石 流
桜ヶ丘三丁目	10- 203- 2 - 069	土 石 流
蛇 谷 沢 川	10- 203- 2 - 070	土 石 流
坊 頭 谷 川	10- 203- 2 - 071	土 石 流
山下第 1	I - 1 -1500	急傾斜地の崩壊
山下第 6	I - 1 -1505	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 2	I - 1 -1629	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 1	I - 1 -1630	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 4	I - 1 -1631	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 6	I - 1 -3549	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 7	I - 1 -3569	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 8	I - 1 -3570	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 9	I - 1 -3571	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第10	I - 1 -3572	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第11	I - 1 -3573	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第12	II - 1 -7382	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	中桜ヶ沢	10- 203- 1 - 127	土 石 流

上桜ヶ沢	10- 203- 1 - 128	土 石 流
一 の 沢	10- 203- 1 - 129	土 石 流
蛇 谷 川	10- 203- 1 - 130	土 石 流
下蛇谷沢川	10- 203- 1 - 131	土 石 流
桜ヶ丘三丁目	10- 203- 2 - 069	土 石 流
蛇 谷 沢 川	10- 203- 2 - 070	土 石 流
坊 頭 谷 川	10- 203- 2 - 071	土 石 流
山下第 1	I - 1 -1500	急傾斜地の崩壊
山下第 6	I - 1 -1505	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 2	I - 1 -1629	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 1	I - 1 -1630	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 4	I - 1 -1631	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 6	I - 1 -3549	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 7	I - 1 -3569	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 8	I - 1 -3570	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第 9	I - 1 -3571	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第10	I - 1 -3572	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第11	I - 1 -3573	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘第12	II - 1 -7382	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南平土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 夫	高千穂町大字田原1785番地
理 事	後 藤 邦 治	高千穂町大字田原2337番地
理 事	内 倉 清 隆	高千穂町大字田原2126番地
理 事	工 藤 彰	高千穂町大字田原1836番地
理 事	佐 藤 道 雄	高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	高千穂町大字田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	高千穂町大字田原2162番地

（任期：平成28年4月7日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 夫	高千穂町大字田原1785番地
理 事	後 藤 邦 治	高千穂町大字田原2337番地
理 事	内 倉 清 隆	高千穂町大字田原2126番地
理 事	工 藤 彰	高千穂町大字田原1836番地
理 事	佐 藤 道 雄	高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	高千穂町大字田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	高千穂町大字田原2162番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、白鳥土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2

理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地
理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 喜 一	えびの市大字末永1010番地 6
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永1416番地

（任期：平成28年5月27日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2
理 事	山 口 育 雄	えびの市大字末永1235番地 2
理 事	繪 柳 博 憲	えびの市大字末永1104番地
理 事	島 木 静 雄	えびの市大字末永1090番地 8
理 事	岩 元 喜 一	えびの市大字末永1010番地 6
監 事	奥 松 良志久	えびの市大字末永1191番地
監 事	四 元 実 昭	えびの市大字末永1416番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2 号
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町 182番地
監 事	橋 口 二 郎	日向市美々津町1030番地
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地
監 事	黒 木 幸 成	日向市美々津町1361番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1 号
理 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2 号

理 事	黒 木 真	日向市美々津町1341番地 1 号
理 事	橋 口 忠 臣	日向市美々津町 450番地 1 号
理 事	黒 木 邦 雄	日向市美々津町1774番地 1 号
理 事	田 代 久 司	日向市東郷町山陰甲 259番地 1 号

(任期：平成28年 6 月26日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	海 野 幸 人	日向市美々津町1753番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2 号
監 事	橋 口 二 郎	日向市美々津町1030番地
監 事	黒 木 秀 利	日向市美々津町1281番地ロ号ノ 2
監 事	黒 木 幸 成	日向市美々津町1361番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1 号
理 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2 号
理 事	黒 木 真	日向市美々津町1341番地 1 号
理 事	橋 口 忠 臣	日向市美々津町 450番地 1 号
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町 182番地
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8 号

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、三ヶ所土地改良区 (五ヶ瀬町) の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 昭 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10395番地
理 事	飯 干 豊	五ヶ瀬町大字三ヶ所8763番地
理 事	藤 本 啓 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所5956 - 2 番地

理 事	甲 斐 未 丸	五ヶ瀬町大字三ヶ所6725番地
理 事	小 崎 進 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所8125 - 1 番地
理 事	畦 池 栄	五ヶ瀬町大字三ヶ所8086番地
理 事	矢 野 克 彦	五ヶ瀬町大字三ヶ所9381番地
理 事	甲 斐 憲 二	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10461番地
理 事	甲 斐 寛 也	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10742番地
理 事	矢 野 孝 文	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11002番地
理 事	津 隈 明 夫	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11804番地
監 事	飯 干 恵 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11550番地
監 事	宮 野 恵	五ヶ瀬町大字三ヶ所8410番地

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	矢 野 信 義	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11003番地
理 事	甲 斐 一 男	五ヶ瀬町大字三ヶ所6761番地
理 事	藤 川 巧	五ヶ瀬町大字三ヶ所6081 - 2 番地
理 事	小 崎 進 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所8125 - 1 番地
理 事	本 田 信 博	五ヶ瀬町大字三ヶ所8080番地
理 事	金 子 武 実	五ヶ瀬町大字三ヶ所8670 - 1 番地
理 事	飯 干 豊	五ヶ瀬町大字三ヶ所8763番地
理 事	甲 斐 安 廣	五ヶ瀬町大字三ヶ所9332 - 1 番地
理 事	飯 干 淳	五ヶ瀬町大字三ヶ所9695 - 2 番地
理 事	甲 斐 賢 二	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10707番地
理 事	津 隈 明 夫	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11804番地
監 事	飯 干 恵 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11550番地
監 事	甲 斐 昭 一	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10395番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、宇都土地改良区 (高原町) の役員 の就任及び退任について次のと

おり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	寺 前 辰 雄	高原町大字蒲牟田6501番地
理 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理 事	勝 吉 周 市	高原町大字蒲牟田3440番地 1
理 事	勝 吉 次 男	高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	今 西 繁 男	高原町大字蒲牟田3368番地 4
理 事	藤 井 邦 義	高原町大字蒲牟田7643番地
理 事	東 三 利	高原町大字蒲牟田7898番地64
監 事	勝 吉 誠	高原町大字蒲牟田2889番地 3
監 事	宇 都 義 暁	高原町大字蒲牟田4975番地 1

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	寺 前 辰 雄	高原町大字蒲牟田6501番地
理 事	山 田 祐 二	高原町大字蒲牟田7633番地
理 事	鴨 次 男	高原町大字蒲牟田3287番地
理 事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	田 中 逸 男	高原町大字蒲牟田2716番地
理 事	寺 前 省 二	高原町大字蒲牟田7630番地
理 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理 事	曾 山 成 利	高原町大字蒲牟田4915番地
監 事	折 尾 雄 二	高原町大字広原4943番地48
監 事	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、北岡松土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	末 川 照 雄	えびの市大字岡松 932番地 1
理 事	上 村 和 広	えびの市大字岡松 973番地 1
理 事	末 川 貢	えびの市大字岡松 908番地
理 事	下 原 逸 男	えびの市大字岡松1086番地
理 事	末 川 久 治	えびの市大字岡松 931番地12
監 事	上 野 常 盛	えびの市大字岡松 411番地 5
監 事	岡 田 勇	えびの市大字岡松1237番地ロ

(任期：平成30年 4 月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	末 川 照 雄	えびの市大字岡松 932番地 1
理 事	上 村 和 広	えびの市大字岡松 973番地 1
理 事	末 川 節 男	えびの市大字岡松 908番地
理 事	末 川 貢	えびの市大字岡松 908番地
理 事	下 原 逸 男	えびの市大字岡松1086番地
監 事	白 石 郁 文	えびの市大字岡松 983番地65
監 事	上 野 常 盛	えびの市大字岡松 411番地 5

--	--